

令和8年度 HYOGO の地域づくりアドバイザー！すごいすと派遣事業実施要領

第1 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県県民生活部県民躍動課（以下、「県民躍動課」という。）が HYOGO の地域づくりアドバイザー！すごいすと派遣事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、兵庫県県民生活部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため、要綱第22条第1項により、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域づくり活動団体が抱える課題の解決を図るため、「ふるさと兵庫 “すごいすと”」で取り上げられた方々を地域づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として地域づくり活動団体に派遣し、相談や助言、講演等を行うことにより、地域づくり活動のさらなる活性化、発展を図る。

第2 地域づくりアドバイザー

(登録)

第3条 アドバイザーは、表1に定める分野・テーマに関して相談・助言を行うにあたり適切な者として、「ふるさと兵庫”すごいすと”」（以下「すごいすと」）掲載者のうち、登録承諾書（様式第1号）による承諾を得られた者について県民躍動課が随時登録する。

表1

分野・テーマ
まちづくり推進、農村・漁村の振興、観光振興、学術・文化・芸術・スポーツ振興、災害救助・復興支援活動、環境、子どもの健全育成・子育て支援、経済活動の活性化、保健・医療・福祉の増進、地域安全活動、国際協力

[参考]「すごいすと」

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の想いの実現を目指して活躍し、地域を元気にしている等の身近な「すごい人」を指す。

(守秘義務)

第4条 アドバイザーは、本事業により知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。

2 県民躍動課は、アドバイザーに対して、前項を遵守させるため、申請者の求めに応じて、誓約書の提出など、秘密保持のための措置をとらせることができる。

(解除)

第5条 県民躍動課は、登録したアドバイザーについて、次の各号に該当する場合は、登録を解除することができる。

- (1) 本人から解除の意思が示された場合
- (2) 本人の死亡・疾病等によりアドバイザーの継続が困難であるとき
- (3) アドバイザーが第4条に掲げる守秘義務等に違反したと認められる場合、又は本事業の目的から逸脱した行為があったと認められる場合

第3 アドバイザー派遣事業

(派遣対象団体)

第6条 派遣の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体であって、地域づくり活動団体の単位組織、連合組織（校区、市町域、県民局ブロック、全県等）及び地域づくり活動団体が加入する実行委員会組織（NPO等との合同実行委員会等）等とする。

- (1) 兵庫県内で一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- (2) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること
- (3) 組織、運営、代表者に関する事項を定めていること
- (4) 宗教、政治、営利活動を行うことを主たる目的とした団体又は法人でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人でないこと
- (6) その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと

(派遣対象事業)

第7条 派遣の対象となる事業は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 地域づくり活動団体が抱える地域課題の解決や、団体や地域の活性化につながり、団体が主体的に実施する事業
- (2) アドバイザーが団体から相談を受け、団体に対して助言、講演等を行うことを内容とする事業
- (3) アドバイザーが兵庫県内に派遣され、県内で実施される事業
- (4) 交付決定日から令和9年2月28日までの期間に実施され、完了する事業

(派遣の対象としない事業)

第8条 次のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 宗教、政治、営利活動、財産の形成を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するものや法律等に抵触する事業
- (3) 同じ事業内容に対して、国、兵庫県（兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。）、市町から助成金や補助金を受けている事業（用途が重複しない事例は除く）や当該行政機関等からの委託事業
- (4) その他、兵庫県県民生活部県民躍動課長（以下「県民躍動課長」という。）が派遣の対象として適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第9条 アドバイザー派遣に要する経費のうち、県負担額は下記のとおりとする。

- (1) アドバイザー謝金（1回の派遣につき上限3万円、最大5回派遣・15万円）
- (2) アドバイザー旅費（アドバイザーの自宅から派遣先までを対象に、県旅費規程に基づく金額）
- (3) アドバイザー派遣に伴う、活動経費
会場使用料、資料作成費、消耗品費等（1回の派遣につき上限2万円、最大5回派遣・10万円）

2 所定の手続きを経していない、アドバイザー派遣に要する費用は、団体の負担とする。

(応募方法)

第10条 アドバイザー派遣を希望する団体は、応募書（様式第2号）を県民躍動課長が指定する期日までに提出しなければならない。

(派遣決定方法)

第11条 県民躍動課は、HYOGOの地域づくりアドバイザー！すごいすと派遣事業の応募があった場合には、団体の活動内容や、抱える課題、派遣を希望するアドバイザーや分野・テーマなどを踏まえ、アドバイザーと調整した上で、アドバイザー及び応募団体に対して派遣の有無を決定する。

2 県民躍動課は、派遣を行う場合は、派遣決定通知（様式第3号）により応募団体あて、派遣決定通知（様式第4号）によりアドバイザーあて通知する。派遣を行わない場合は、応募結果通知（様式第5号）により応募団体あて通知する。

(派遣決定後の事業の中止または廃止)

第12条 派遣決定を受けた団体は、事業の中止または廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、事業中止（廃止）申出書（様式第6号）を県民躍動課に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第13条 派遣決定を受けた団体は、要綱第3条に基づく「補助金交付申請書」を兵庫県に提出する。

2 補助金交付申請書の提出後は、要綱に基づいて手続きを進めるものとする。

(補助金の請求)

第14条 要綱第14条第2項に基づく補助金の概算払いは、これを認めない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。